

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出 の有無
									公益法人 の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応 募者数			
衣のう、3型(縫製) 2,000EA	分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊補給統制本部調達会計部長 上道 英夫 東京都北区十条1-5-70	平成24年5月22日	財団法人矯正協会 東京都中野区新井3-37-2	本契約は、防衛省として法務行政に協力したものである。 (予算決算及び会計令94条第2項)	13,211,100	13,211,100	100.0%	—	特財	国所管	1	当該支出に係る契約については、法務省矯正局長からの依頼に基づき実施しているため、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。	有	
掛ぶとんカバー、9形 他1品目 3,837SH	分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊補給統制本部調達会計部長 上道 英夫 東京都北区十条1-5-70	平成24年7月10日	財団法人矯正協会 東京都中野区新井3-37-2	本契約は、防衛省として法務行政に協力したものである。 (予算決算及び会計令94条第2項)	26,063,507	26,063,507	100.0%	—	特財	国所管	1	当該支出に係る契約については、法務省矯正局長からの依頼に基づき実施しているため、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。	有	
作業服、迷彩、1A 5,000ST	分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊補給統制本部調達会計部長 上道 英夫 東京都北区十条1-5-70	平成24年7月17日	財団法人矯正協会 東京都中野区新井3-37-2	本契約は、防衛省として法務行政に協力したものである。 (予算決算及び会計令94条第2項)	12,967,500	12,967,500	100.0%	—	特財	国所管	1	当該支出に係る契約については、法務省矯正局長からの依頼に基づき実施しているため、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。	有	
日本武道館 大ホール使用料 1式	分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊中央会計隊契約科長 菅谷 誠 東京都新宿区区市谷本村町5-1	平成24年11月2日	財団法人日本武道館 東京都千代田区北の丸2-3	多数の来賓の安全確保及び舞台の演出等により当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため、会計法第29条の3第4項	11,025,000	11,025,000	100.0%	—	特財	国所管	1	当該支出に係る契約については、当該場所で行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約であるため、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。	有	
放射性廃棄物廃棄の部外委託 1ST	分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊関東補給処調達会計部長 山岡 啓義 茨城県土浦市右穂2410	平成24年11月12日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2-28-45	根拠法令:会計法第29条の3第4項放射性同位元素等廃棄業許可を、受けている事業者であること。(公募)	20,920,200	20,920,200	100.0%	—	公社	国所管	1	当該支出に係る契約については、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第4条の2第1項により、契約の相手方が認可業者に定められており、公募の結果により契約相手方を決定しているため、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。	有	
収納バッグ2型、小(縫製) 3,700EA	分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊補給統制本部調達会計部長 上道 英夫 東京都北区十条1-5-70	平成24年11月14日	財団法人矯正協会 東京都中野区新井3-37-2	本契約は、防衛省として法務行政に協力したものである。 (予算決算及び会計令94条第2項)	13,597,500	13,597,500	100.0%	—	特財	国所管	1	当該支出に係る契約については、法務省矯正局長からの依頼に基づき実施しているため、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。	有	
放射性キセノン分析作業 1件	支出負担行為担当官 技術研究本部総務部長 外園 博一 東京都新宿区区市谷本村町5-1	平成24年4月6日	財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295-3	本件の実施にあたっては、放射性キセノン測定に関する専門的知見及び取り扱い技術が必要不可欠であるため、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者一人のみであるため。(会計法第29条の3第4項)	—	17,850,000	—	—	特財	国所管	1	本件は、年2回、本邦上空で採取した大気中の放射性キセノン133の濃度を把握するために分析するものである。本件を履行するためには、放射性キセノン測定に関する専門的知見及び取り扱い技術が必要不可欠であることから一般競争にはよりがたく、公募を実施しているものである。本役務を実施するためには、仕様内容を見直すことは難しく、今後上記要件を資格要件として公募を実施する予定である。なお、新規参入拡大のための措置として、今後も、十分な公告期間を確保するとともに業態調査を通じて同業他社へ参入意欲の有無について確認を実施することを予定している。	有	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。